

第 1 章 総則

第 1 条 (規約の適用)

この「メディカルトリマー資格支援サイト MT 通信生会員規約」(以下「本規約」といいます)は、一般社団法人メディカルトリマー協会(以下「当法人」といいます)が認定する資格「メディカルトリマー」の通信講座に関連して、当法人運営の「メディカルトリマー資格支援サイト」(以下「本サイト」といいます)上でインターネットを利用して提供する、携帯電話またはパソコン向け情報提供等サービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関して定めます。当法人が本規約に付帯関連して別途定める諸規約はそれぞれ本規約を構成するものとします。

第 2 条 (規約の変更)

当法人は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

第 3 条 (用語の定義)

本規約において用いられる語句の意味は次の各号のとおりです。

- ①本サービス:本規約に基づき当法人が本サイト上で会員に提供する、通信講座用 Web ドリル、Web ステップアップテスト、Web 検定試験、質問受付・回答サービス、情報提供サービス、メールマガジンサービスその他の会員向けサービス。
- ②会員:本規約を承諾の上本サービスの利用を申込み、当法人がこれを承諾のうえ MT 通信生会員として登録した方。
- ③会員契約:前号の申込及び承諾によって成立する本サービスの利用契約。
- ④会員端末:本サービスの提供を受けるため、会員が利用する携帯電話またはパソコンもしくはスマートフォン。

第 4 条 (情報等の著作権)

会員が本サイトで取得した情報等の著作物は、著作権者から、オンライン送信を行うことに限って許諾を受けているものです。したがって会員は、当該著作物を個人的な利用目的で、会員端末で表示すること及び会員端末に複製・保存することができますが、それ以外の目的・形態による利用(他の媒体に複製し第三者に頒布するなど)を行うと著作権の侵害になります。また、当該著作物を部分的に抜き出したり書き換えたりすると、著作人格権の侵害になります。

第 2 章 会員契約

第 5 条 (会員契約の申込)

会員契約の申込は、当法人所定の方式に従い、会員になろうとする方の電子メールアドレスその他当法人が指定する事項を申告することにより行うものとします。

第 6 条 (会員契約の成立)

会員契約は、前条に定める申込がなされ、これを当法人が承諾したときに成立し、当法人は当法人が別途定める方法で承諾通知を送付します。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、当法人は当該申込を承諾しないか、承諾後であっても承諾を取り消すことができるものとします。

- 1) 会員契約の申込者が、申込時に虚偽の事項を申告した場合。
- 2) 前号の他会員契約の申込を承諾することが、当法人の業務遂行上又は技術上不相当と判断した場合。

第 7 条 (変更の届出)

会員は、会員契約申込時に申告した会員の電子メールアドレスその他の事項に変更があった場合、速やかにその旨を当法人所定の方法により当法人に通知するものとします。

第 8 条 (契約期間)

会員契約の有効期間は、契約締結日として当法人が確認した日より 1 年間とします。会員が会員契約の更新を希望する場合には、当法人が別途定める条件、時期、方法に従い、当法人が別途定める追加料金を当法人に支払うことにより申込を行い、当法人がこれを承諾することを要するものとします。当法人が、更新を承諾した場合、会員契約は 3 ヶ月間更新されるものとします。以後、会員契約を更新する場合は、同様の手続きによるものとします。

第 9 条 (任意解約)

会員は、当法人所定の方法で当法人に通知することにより、いつでも会員契約を即時解約できるものとします。但し、この場合であっても、既に当法人に支払われた通信講座料金及び追加料金は返金されないものとします。

第 10 条 (権利譲渡の禁止)

会員は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡できないものとします。

第 11 条 (会員情報の取扱)

1. 会員は、会員契約の申込の際に当法人に届け出た事項、及び本サイトにおいて会員が利用したサービスに関する事項、その他本サービスの利用に関連して当法人が知り得た会員の個人情報(以下「会員情報」といいます)が、当法人のデータベースに登録されることを承諾します。

2. 当法人は、会員情報を本サービス提供の目的のために使用できるものとします。

3. 当法人は、会員情報を、個人識別が可能な状態で第三者に開示しないものとします。但し、前項及び次の各号の場合はこの限りではないものとします。

- 1) 会員の同意が得られた場合。
- 2) 法令により開示が求められた場合。
- 3) 会員に対する教材等の発送を委託するため、その他本サービスの提供に関連して、第三者への会員情報の開示が合理的に必要な場合。
4. 当法人が会員情報の取扱につき別途プライバシーポリシーを定めて公表した場合には、前各項に加えて当該プライバシーポリシーの定めが適用されるものとします。但し、本規約にプライバシーポリシーと異なる旨を定めた場合には、本規約の定めが優先するものとします。
5. 会員は、通信講座を修了し、資格取得者として協会に認定された場合には、協会が別途定める方法により会員が同意することで、MT 会員、MT サロン会員に入会することができます。この同意によって会員情報が当然に協会に登録され、協会によってメディカルトリマーサロン会員支援サービスの目的で使用されることを承諾します。

第 3 章 会員の特典

第 12 条 (MT 会員、MT サロン会員特典)

所定の検定試験に合格し協会から資格の合格認定を受けた会員は、協会が別途定める所定の方法により MT 会員、MT サロン会員に入会が可能となります。MT 会員、MT サロン会員に入会した会員は、当法人との間で所定の支援サービスを利用することができます。

第 4 章 サービス内容

第 13 条 (機器等)

会員は、本サービスを利用するために必要な携帯電話、パソコン、その他これに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用と責任において準備するものとします。又、自己の費用(電話料金を含みます)と責任で、インターネットを経由して本サイトに接続するものとします。

第 14 条 (サービス内容)

会員は、本規約の定めに従って、本サービスを利用するものとし、本サービスの内容は、当法人が別途定めるものに限られます。

第 15 条 (メールマガジンの配信)

当法人は、会員に対し、当法人、当法人の関係会社または当法人の取引先の宣伝・情報に関する電子メールを、回数・時間等の制限なく反復・継続的に送信することができるものとし、会員はかかる電子メールの受信をあらかじめ承諾するものとします。

第 16 条 (メールマガジンの受信拒否)

会員が、前条に定める当法人からの電子メールの受信拒否を希望する場合、当法人所定の方法で当法人に通知するものとします。

第 5 章 会員の責任

第 17 条 (会員の遵守事項)

会員は、本サービスの利用において次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

- 1) 著作権等の他人の知的財産権を侵害する行為。
- 2) 前号に定めるほか、他人の権利利益を侵害する行為。
- 3) 有害プログラムを含んだ情報を送信する行為。
- 4) 前各号に定めるほか、法令に違反し、又は違反するおそれのある一切の行為。
- 5) 当法人の承諾なく会員が営利の目的をもって本サービスの利用及びその準備をする行為。
- 6) 当法人の商号、商標又はロゴマーク等を用いて、会員と当法人の間の提携関係の存在又は当法人による会員に対する代理権の付与を誤認させる行為。
- 7) 故意に本サービスの通信に妨害を与える行為。
- 8) その他本規約に違反する行為。

第 18 条 (紛争の解決)

会員は、本サービスの利用により他の会員又は第三者との間で紛争が生じた場合は、当該紛争が当法人の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の費用と責任で当該紛争を解決するものとします。又、当該紛争が生じたことにより当法人が損害を被った場合には、当法人は被った損害(合理的と認められる範囲内の弁護士費用を含みます)の賠償を会員に請求できるものとします。

第 19 条 (損害賠償)

会員が本規約のいずれかの条項に違反して当法人に損害を与えた場合、当法人は被った損害(合理的と認められる範囲内の弁護士費用を含みます)の賠償を会員に請求できるものとします。

第 6 章 提供停止及び契約の解除等

第 20 条 (改善要請)

会員が第 17 条各号のいずれかに該当する行為を行った場合、又は次の各号に該当する行為を行った場合において、当法人は当該会員

に対し改善要求を行うことができるものとします。

- 1) 会員契約の申込時に虚偽の事項を申告したことが判明した場合。
- 2) 他の会員、第三者又は当法人に重大な支障を与える形態で本サービスを利用したとき。
- 3) 前2号のほか、当法人の業務遂行若しくは当法人の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

第21条（サービス提供の停止・解除）

会員が第17条各号または前条各号のいずれかに該当する行為を行った場合において、当法人は、前条の改善要求を行った上で、又はこれを行わないでただちに本サービスの全部若しくは一部の提供の停止又は会員契約及び有料会員契約の解除ができるものとします。

第22条（提供停止・解除における当法人の責任）

前条に基づき当法人が本サービスの提供を停止し、又は会員契約もしくは有料会員契約を解除したことにより、会員に損害が発生した場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとします。

第7章 本サービスの運用・利用の制限等

第23条（機密保持）

当法人は、第12条に定めるほか、本サービスの提供に関連して知り得た会員の秘密を、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

第24条（異常の通知）

会員は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、会員端末その他の機器に故障がないことを確認の上、当法人に通知するものとします。

第25条（非常事態の利用制限）

当法人は、非常事態が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、電気通信事業法第8条の規定に基づき本サービスの提供を制限又は停止することがあります。

第26条（サービス提供の停止）

1. 当法人は、次の各号に該当する場合において、本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。
 - 1) 本サービス用設備の保守上又は工事上止むを得ない場合。
 - 2) 第一種電気通信事業者の都合により本サービス用通信回線の使用が不可能な場合。
2. 当法人は、前項の規定により本サービスの全部又は一部の提供を停止するときには、予めその旨を会員に通知します。但し、緊急止むを得ない場合はこの限りではありません。

第27条（サービスの廃止）

1. 当法人は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
2. 当法人は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、会員に対し、事前に通知します。なお、当法人が有料サービスを廃止する場合には、有料会員に迷惑がかからないよう誠実な処理を行うものとします。

第28条（当法人の責任）

1. 天災地変その他不可抗力又は本章の規定により、本サービスを提供できなかった場合といえども、当法人は一切その責を負わないものとします。
2. 会員が本サービスを利用することにより何らかの損害を受けた場合といえども、当法人は一切その責を負わないものとします。但し、有料会員が有料サービスを利用するにあたり、当法人の責に帰すべき事由により損害を被った場合には、当法人は、通信講座料金相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第8章 雑則

第20条（裁判管轄）

会員と当法人は、会員契約に関連して生じた一切の訴訟について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審専属管轄裁判所とすることを合意します。

付則 この規約は平成27年7月1日から実施します。